

**奈良県立民俗博物館の収蔵及び展示方法並びに改修計画検討業務
委託事業者募集要項**

1. 趣旨

本要項は、奈良県立民俗博物館の収蔵及び展示方法並びに改修計画検討業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

奈良県立民俗博物館の収蔵及び展示方法並びに改修計画検討業務

(2) 業務目的

奈良県立民俗博物館（以下、「民俗博物館」という。）では開館50年を迎え、施設の老朽化及び民俗資料が増え続けたことによる収蔵スペースの大幅な不足という課題に直面している。そこで、その課題を解決するため、今後の民俗博物館での収蔵及び展示の方法を検討し、民俗博物館の改修計画を策定するにあたり、本業務に最も適した専門的な知識を有する事業者を選定するため、委託事業者を公募型プロポーザル方式で募集する。

(3) 委託内容

別紙、奈良県立民俗博物館の収蔵及び展示方法並びに改修計画検討業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

(4) 公募型プロポーザル参加にかかる経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託料上限額

金8,387,500円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (9) 奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目「Q役務の提供 4 検査・分析・調査業務 ③調査分析業務」又は「Q役務の提供 7 諸サービス ⑮その他サービス」に登録されていること。
- (10) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (11) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (12) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (14) (12) 及び (13) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (15) 過去10年間（平成26年4月1日～令和6年3月31日）に博物館（※1）における下記業務のいずれか（本業務と同規模（※2）であること。）を元請で受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。
- ア) 展示設計業務（実物資料や模型を含む展示造形・造作、映像コンテンツ、展示グラフィックや施設設備などを総合的に設計した業務）
- イ) 展示、収蔵設備又は整備に関する基本構想又は基本計画策定業務（リニューアルを含む。）
- ※1 ここでいう博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関であり、重要文化財の展示機能及び収蔵機能を有する機関をいう（博物館法第2条第1項に規定する登録博物館、博物館法第31条第1項に規定する博物館相当施設だけではなく、博物館類似施設も含む。）。
- ※2 同規模とは1（4）に規定する委託料上限額の100分の70以上のものを示す。
- (16) 本業務を行う期間中、総括責任者、業務責任者、担当者を必ず配置すること。なお、統括責任者と業務責任者は兼務可能とする。

4. 日程

| | |
|--------------|--------------------------|
| 令和6年6月7日(金) | 公告 |
| 令和6年6月18日(火) | 現地説明会 |
| 令和6年6月21日(金) | 質問締切(午後3時まで) |
| 令和6年6月26日(水) | 質問に対する回答 |
| 令和6年7月3日(水) | 企画提案書等提出締切(午後5時まで) |
| 令和6年7月11日(木) | 選定審査会開催(プレゼンテーション実施)(予定) |
| 令和6年7月16日(火) | 委託事業者決定 |

5. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部 文化財課 総務企画係

TEL: 0742-27-9864 FAX: 0742-27-5386

E-mail: bunkaz@office.pref.nara.lg.jp

(2) 現地説明会の開催

○開催日 令和6年6月18日(火) 午後2時から

○開催場所 民俗博物館

○参加方法 現地説明会申込書(様式1)を令和6年6月17日(月)正午までに担当部局あてFAX又はE-mailにて送信すること。

※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による申込は受け付けず、説明会当日に現地での参加申込も受け付けない。

※現地説明会に参加していなくとも、本プロポーザルに参加することができる。

(3) 質問の受付

○受付期間 令和6年6月21日(金) 午後3時まで

○受付方法 質問票(様式2)に質問事項を記載のうえ、FAX又はE-mailにて送信すること。

※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

○質問先 担当部局に同じ

○回答方法 質問者の氏名等を伏せて令和6年6月26日(水)までに「奈良県文化財課ホームページ」上にて公開する。

(4) 参加申込書(様式3)及び企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

○提出期限 令和6年7月3日(水) 午後5時まで

○提出先 担当部局に同じ

○提出方法 持参または郵送に限る。

(郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。)

○提出物

①参加申込書（様式3） 【原本1部】

②企画提案書（様式任意、サイズはA4、片面10ページ（両面5枚）以内とする。ただし、表紙、目次、白紙の背表紙を添付する場合は、そのページを含まない。）

【原本1部 コピー7部】

仕様書並びに6.（1）①記載の審査項目及び審査基準に留意し、下記事項について提案すること。

- 1) 業務実施体制、実施手順及び業務スケジュール
- 2) 収蔵及び展示方法並びに本館改修計画のパターン検討
- 3) 収蔵課題の解決策検討
- 4) 展示手法の検討
- 5) その他

・その他、事業実施にあたり提案する内容があれば1)～5)に加えて提案すること。

③事業者概要書（様式4） 【原本1部】

・会社概要などがあれば添付すること。

④業務受注実績（様式5） 【原本1部 コピー7部】

・過去10年間（平成26年4月1日～令和6年3月31日）の契約書・仕様書の写しを添付すること（複数ある場合は、直近に履行した業務より3点まで記載すること）。

⑤委託業務実施体制（様式6） 【原本1部 コピー7部】

⑥誓約書（様式7） 【原本1部】

⑦見積書（様式任意） 【原本1部 コピー7部】

・宛先は「奈良県知事 山下真」

・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
（各項目の数量、単価が判断できる内容とする。）

※ただし、②、④～⑤、⑦のコピー7部については、提案者を判読できるような記載を削除すること。

6. 委託事業者の選定

（1）企画提案書等の評価

① 企画提案書等の評価は、奈良県立民俗博物館の収蔵及び展示方法並びに改修計画検討業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）により、次の評価項目等について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ審査会の合議により認められた者を受託者として選定する。但し、以下の審査項目において各委員の評価の合計点が6割に満たない場合は受託者として選定しない。

提案者が2者に満たない場合は、募集内容又は発注方法を見直し、再公告するものとする。ただし、地域創造部においてやむを得ないと判断されるとき、かつ当該事業者が参加資格要件を満たしているときは審議を継続することとする。この場合において、全ての審査項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上で、かつ審査会の合議により認められた場合、当該事業者を受託者として選定する。

なお、経費について委託料上限額以下の有効な見積を評価対象とし、仕様書や提案内容に応じた経費内訳が示されていない見積を提案した提案者は契約の相手方として特定しないこととする。

| 審査項目 | 審査基準 | 配点 |
|--------|---------------------|----|
| I 業務遂行 | 業務の目的、趣旨を十分理解しているか。 | 5 |

| | | | |
|----------|---|---|----|
| 能力 | 同様の業務実績があるか。その実績の活かし方が示されているか。 | 5 | |
| | 統括責任者、業務責任者、実務担当者等の実施体制や実務経験について、業務内容に見合った配置がなされているか。 | 5 | |
| | 業務の実施手順及びスケジュールは適切に業務を実施できるものとなっているか。 | 5 | |
| Ⅱ 企画提案内容 | 収蔵及び展示方法並びに本館改修計画のパターン検討 | 業務の実施手順が詳細に示されているか。 収蔵方法、展示方法、改修計画のパターン検討の方法が具体的に示されているか。 想定図面や概算費用の作成方法が示されているか。 | 30 |
| | 収蔵課題の解決策検討 | 他地方自治体の実例収集・研究方法が示されているか。 収蔵課題の具体的な解決に向けた実施手順が示されているか。 | 20 |
| | 展示手法の検討 | 業務の実施手順が詳細に示されているか。 全国の類似施設の取組実例の収集・研究方法が示されているか。 | 20 |
| Ⅲ 経費 | 経費見積 | 経費の内訳、範囲が明確に示されており、経費の積算が提案内容に見合った妥当な金額となっているか。 | 10 |

- ② 提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③ 参加資格を満たした者を対象にプレゼンテーション及び質疑応答を令和6年7月11日(木)に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。
- ④ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

(2) 事業者との契約

- ① 上記により受託者に選定又は特定された者は、通知があり次第、契約締結に向けた協議を行う。また、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合や提案が取消しとなった場合には、契約締結を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。なお、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ② 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③ 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。
- ⑤ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等が暴力団員であるとき。
 - 2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 3) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接

- 的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者とその相手方としていた場合〔上記6)に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) その他

採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。